

A scenic view of a traditional Japanese garden. In the foreground, a wooden bridge with a curved railing spans across a pond. A person is walking on the bridge. In the middle ground, there is a small island with several large, rounded, green bushes. In the background, there is a traditional Japanese building with a thatched roof, surrounded by lush green trees and a fence. The overall atmosphere is peaceful and natural.

令和5年度
「地域型住宅グリーン化事業」

一般社団法人香川県総合建設センター

R4年度事業からの主な変更点

1. 補助金活用方法について

①【こどもエコ活用タイプ】

対象住宅(認定長期優良住宅等)に、こどもエコすまい支援事業の補助金(100万円)を活用しつつ、さらに加算部分(地域材加算等)の補助金を上乗せする

住宅本体部分に、こどもエコすまい支援事業の要件と着手時期等の本事業の要件も満たすことが条件

②【通常タイプ】

令和4年度まで実施してきた補助方法
住宅本体部分と加算部分を併せて補助

R4年度事業からの主な変更点

2. 補助対象とならない住宅

- ・ZEH水準未満の住宅
- ・ZEH水準以上であっても壁量計算等による耐震等級1の住宅

R4年度事業からの主な変更点

2. ゼロ・エネルギー住宅型と高度省エネの統合について

- ・高度省エネ型をゼロ・エネルギー住宅型に統合

R4年度事業からの主な変更点

令和5年度		令和4年度			
型、区分		住宅の性能	型、区分		住宅の性能
ゼロ・エネルギー住宅型	ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応	ZEH,Nearly ZEH	ゼロ・エネルギー住宅型	ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応	ゼロ・エネルギー住宅 (ZEH,Nearly ZEH)
	ゼロ・エネルギー住宅型・ZEH	ZEH,Nearly ZEH		ゼロ・エネルギー住宅型・構造対応	ゼロ・エネルギー住宅 (ZEH, Nearly ZEH)、ZEH Ooriented
				ゼロ・エネルギー住宅型 *1	ゼロ・エネルギー住宅 (ZEH, Nearly ZEH)、ZEH Ooriented
	ゼロ・エネルギー住宅型・低炭素	ZEH Oriented, 認定低炭素住宅	高度省エネ型	高度省エネ型・ZEH水準・構造対応	認定低炭素住宅
				高度省エネ型・ZEH水準 *1	認定低炭素住宅
				高度省エネ型 *2	認定低炭素住宅

*1 ZEH 又はZEH水準の住宅、かつ「耐震等級1水準の住宅」

*2 ZEH水準未達の住宅

R4年度事業からの主な変更点

4. 請負契約による着手の定義変更と 契約締結時期の制限廃止

	令和5年度	令和4年度
着手	根切り工事又は基礎杭打ち工事に係る工事の開始(=着工)	請負契約の締結

* 着工前に請負契約を締結したものであれば、
請負契約締結日に対する制限は設けない

R4年度事業からの主な変更点

5. 着工後の物件登録について

- ・ I 期、II 期ともに、物件登録は、契約済かつ着工済の住宅を対象
- ・ 採択日（令和5年7月3日）より前に着工した住宅は補助対象外

R4年度事業からの主な変更点

6. 施工事業者の制限の緩和及び補助対象となる経費の扱いについて

	令和5年度	令和4年度
施工事業者の制限 《共通》	元請けであり、かつ全体工事費の過半を請け負うこと	元請けであり、かつ全体工事費の過半を請け負うこと
分離発注の制限 《共通》	補助対象経費を含む工事であっても、分離発注した契約額は補助対象経費への算入不可	補助対象経費を含む工事であっても、分離発注した契約額は補助対象経費への算入可 (次行を除く)
計算に寄与する工事の制限(ゼロ・エネルギー住宅型、高度省エネ型)	《廃止》	外皮計算、一次エネルギー計算に寄与する工事は施工事業者が行うこと(分離発注不可)

R4年度事業からの主な変更点

7. 加算種類の変更について

- ・「若者・子育て世帯加算」は、令和5年度は休止

こどもエコ活用タイプと通常タイプの上限額の差で実質的に支援

- ・「地域材加算(全て)」の新設

主要構造材(柱・梁・桁・土台)の全てにおいて地域材を使用する

R4年度事業からの主な変更点

8. 補助額の変更について

【こどもエコ活用タイプ】

区分 (住宅の性能)	活用実績	地域材加算(全て) 地域材加算(過半) 三世代同居加算 バリアフリー加算 を2つ以上利用	地域材加算(全て) 三世代同居加算 バリアフリー加算 のいずれかを利用	地域材加算(過半) を利用	加算の 利用無し
①長寿命型 (認定長期優良住宅)	未経験枠	135万円	125万円	115万円	*1
	制限なし枠	125万円	115万円	105万円	
②-1 ゼロ・エネルギー住宅型・ 長期対応(ZEH,Nearly ZEH)	未経験枠	140万円	130万円	120万円	
	制限なし枠	130万円	120万円	110万円	
②-2 ゼロ・エネルギー住宅型・ ZEH(ZEH,Nearly ZEH)	未経験枠	135万円	125万円	115万円	
	制限なし枠	125万円	115万円	105万円	
②-3 ゼロ・エネルギー住宅型・ 低炭素(ZEH Oriented, 認定低炭素住宅)	未経験枠	110万円	*1	*1	
	制限なし枠	*1	*1	*1	

*1 こどもエコすまい支援事業単独での活用をご検討ください

R4年度事業からの主な変更点

8. 補助額の変更について

【通常タイプ】

区分 (住宅の性能)	活用実績	地域材加算(全て) 地域材加算(過半) 三世同居加算 バリアフリー加算 を2つ以上利用	地域材加算(全て) 三世同居加算 バリアフリー加算 のいずれかを利用	地域材加算(過半) を利用	加算の 利用無し
①長寿命型 (認定長期優良住宅)	未経験枠	105万円	95万円	85万円	70万円
	制限なし枠	95万円	85万円	75万円	70万円
②-1 ゼロ・エネルギー住宅型・ 長期対応(ZEH,Nearly ZEH)	未経験枠	110万円	100万円	90万円	70万円
	制限なし枠	100万円	90万円	80万円	70万円
②-2 ゼロ・エネルギー住宅型・ ZEH(ZEH,Nearly ZEH)	未経験枠	105万円	95万円	85万円	70万円
	制限なし枠	95万円	85万円	75万円	70万円
②-3 ゼロ・エネルギー住宅型・ 低炭素(ZEH Oriented, 認定低炭素住宅)	未経験枠	80万円	(70万円)*	(70万円)*	70万円
	制限なし枠	(70万円)*	(70万円)*	(70万円)*	70万円

* (70万円)の枠に加算措置はありません

R4年度事業からの主な変更点

9. 施工事業者1社が受けられる補助金 活戸数の上限について

	長寿命型	ゼロ・エネルギー 住宅型
上限戸数	7戸	7戸

R4年度事業からの主な変更点

10. 交付申請時の手続きについて

・交付申請時に提出

認定長期優良住宅の認定書、
認定低炭素住宅の認定書、
BELS評価書等のZEH水準等の確認書類

対象住宅の売買契約書

(売買契約による住宅の場合)

R4年度事業からの主な変更点

11. ゼロ・エネルギー住宅型の延べ面積制限の導入について

- ・ゼロ・エネルギー住宅型
(ZEH、Nearly ZEH、ZEH oriented、
認定低炭素住宅)

延床面積50m²未満の住宅又は住戸は
対象外

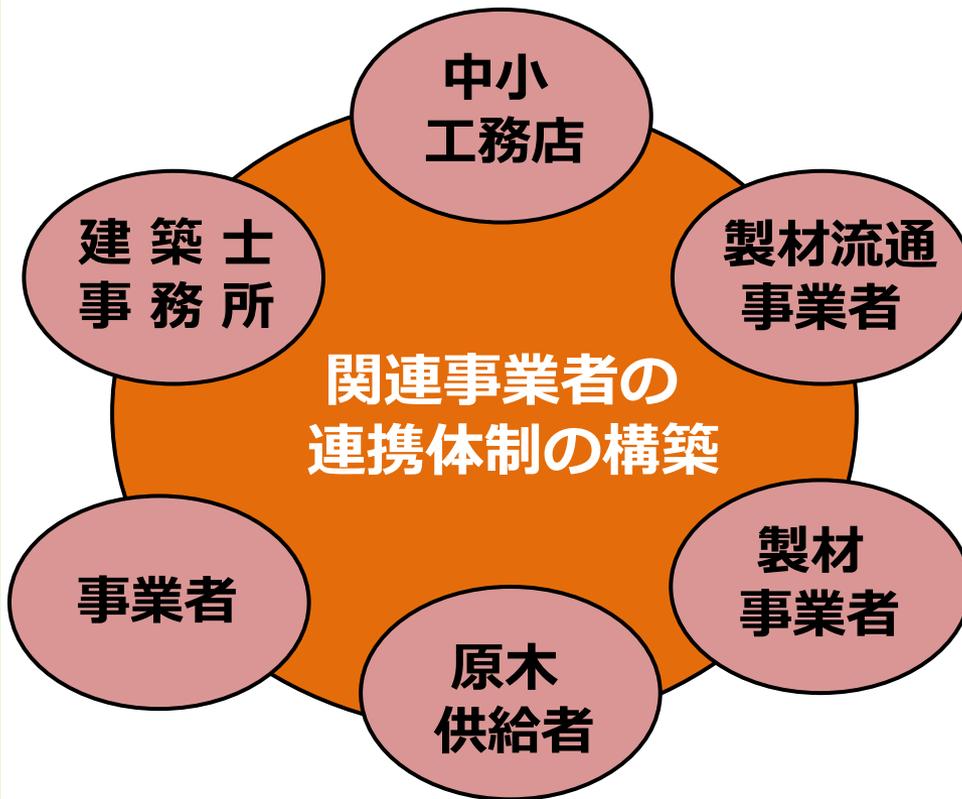
R4年度事業からの主な変更点

12. 「工事請負契約や売買契約書に基づく 支払い記録」について

- ・契約に基づく工事費の支払いを証明する書類について選択肢を増加

事業の流れ

グループの構築



共通ルールの設定

- ・ 地域型住宅の規格・仕様
- ・ 資材の供給・加工・利用
- ・ 積算・施工方法
- ・ 維持管理方法
- ・ その他、グループの取組

安定的な木材確保

地域型住宅の整備

補助対象

認定長期優良住宅

ZEH・Nearly ZEH

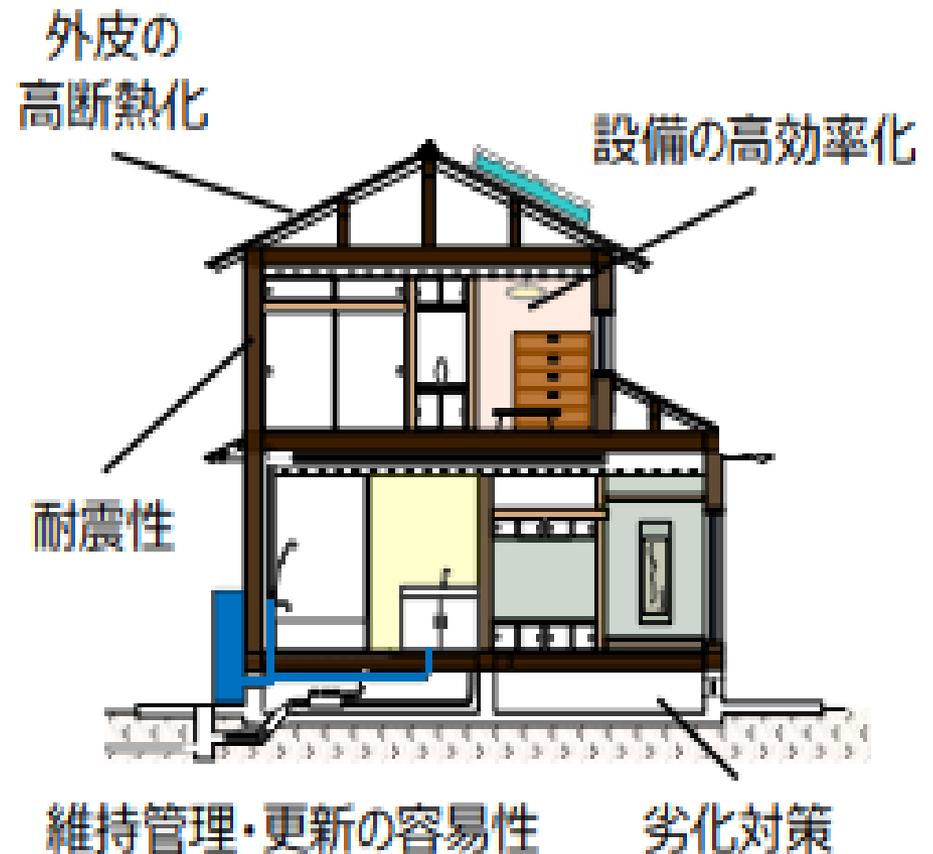
※Nearly ZEHは寒冷地、低日射地域、多雪地域に限る

認定低炭素住宅

ZEH Oriented

※ZEH Orientedは都市部狭小地及び多雪地域により太陽光発電装置の設置ができない場合に限る

補助対象となる住宅のイメージ



共通要件

◆次の全ての要件を満たす木造住宅

1. 主要構造部が木造であること
2. グループの共通ルールに則し、グループ構成員の中小住宅生産者により供給される新築であること（モデルハウスは対象外）
建築主（買主）自らが所有し居住するもの、または建築主が所有者となって賃貸するもの
ゼロ・エネルギー住宅型は「戸建住宅」の新築とし、自らが「常時」居住する住宅に限る

共通要件

3. 事業の種類に応じた要件をみたすもの
4. 対象住宅に係る事業者のうち設計者、施工管理者、大工技能者の何れか1人が、住宅省エネルギー技講習会の修了者、または本事業で定める令和5年に実施する講習会※等の受講者等であること

※改正建築物省エネ法オンライン講座
令和5年度断熱施工実技研修会

共通要件

5. 採択通知の日付(令和5年7月3日)以降に着工すること
6. 主要構造部に用いる木材はグループが定める地域材を積極的に使用すること

共通要件

7. 住宅が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は、補助対象外

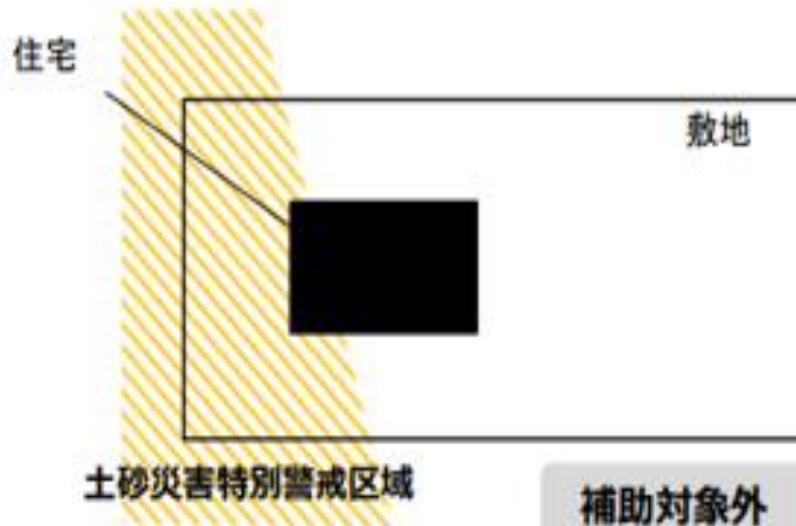
区域の指定の有無については、建設地の地方公共団体に問い合わせてください

建築地にかかる制限について

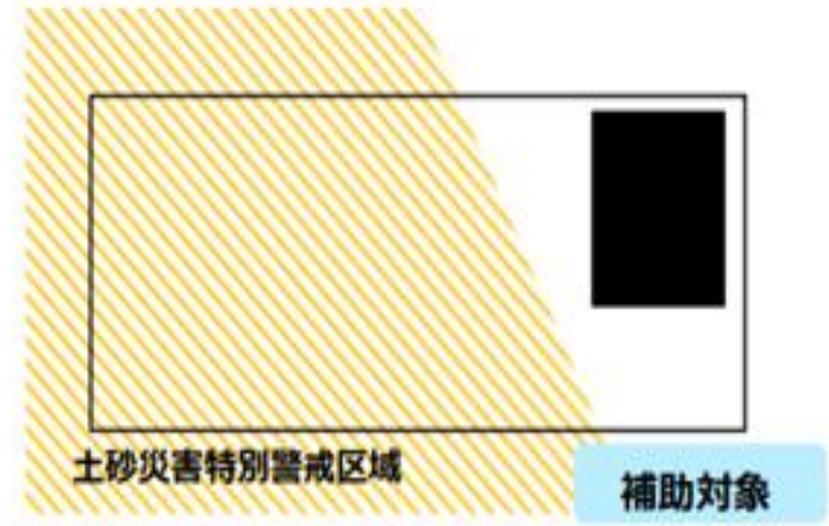
「土砂災害特別警戒区域」に敷地の一部が掛かっている場合でも、住宅が掛かっていなければ補助対象

〈土砂災害特別警戒区域における住宅の取り扱い〉

住宅に掛かっている場合



住宅に掛かっていない場合



共通要件

8. 契約形態等

① 施工事業者の制限

補助対象住宅の工事を元請けとして行う
対象住宅の確認申請における「工事施工者」
として、その工事に直接責任を負う

* 元請とは

全体工事費の過半を請け負う
工事請負契約を単独で建築主と締結する

共通要件

②分離発注における制限

補助対象経費を含む工事を施工事業者以外が請け負い、工事を行った場合、その契約額は、補助額上限の算定において、補助対象経費に算入不可

共通要件

9. 補助金活用方法について

**【こどもエコ活用タイプ】【通常タイプ】の
いずれかを、物件毎に選択**

ZEH,ZEH水準の住宅の共通要件

◆次の①②のいずれかを満たすもの

「長寿命型」及び「ゼロ・エネルギー住型・長期対応」においては、本共通要件を満たす際に、認定長期優良住宅の構造安全性の確認方法や性能に合わせる

ZEH,ZEH水準の住宅の共通要件

- ①断熱材、太陽光パネル等の荷重を見込んだ構造計算を実施したもの

※構造計算の実施については、建築確認や建築士による確認・証明等によって耐震性能が確認できるものとする

ZEH,ZEH水準の住宅の共通要件

②階数が2階以下、かつ床面積が500㎡以下で、以下の①②③のいずれかを満たしたもの

- ① 「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準(案)の概要」又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられたもの
- ② 住宅性能表示制度の耐震等級3であるもの
- ③ 住宅性能表示制度の耐震等級2を満たし、かつ、建築主又は買主へ説明および同意取得を行うもの

ZEH,ZEH水準の住宅の共通要件

【建築主等への説明と同意取得について】

建築主又は買主に対して以下の内容を説明し、同意書の写しを提出

- ・国土交通省において、壁量等基準(案)を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、公布することを予定しており、確定・公布された基準は、令和7年4月以降に建築される木造のZEHが満たすべき基準となること
- ・当該住宅が、上記見直しにより見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること

個別要件

事業の種類と区分に応じて次の要件を満たすもの

**加算部分のみ補助を行う【こどもエコ活用タイプ】
であっても、本体部分の本事業の要件についても【通常タイプ】と同様に要件を満たすこと**

個別要件

事業の種類	区分 (住宅の性能)	本体部分の要件		加算措置部分の要件
長寿命型	長寿命型 (認定長期優良住宅)	認定長期優良住宅	-	※加算措置の要件は、区分に応じた組合せとなります (補助金額一覧を参照)
ゼロ・エネルギー住宅型	ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応 (ZEH, Nearly ZEH)	ZEH、又は Nearly ZEH	左記に加え 認定長期優良住宅	
	ゼロ・エネルギー住宅型・ZEH (ZEH, Nearly ZEH)	ZEH、又は Nearly ZEH	-	
	ゼロ・エネルギー住宅型・低炭素 (ZEH Oriented, 認定低炭素住宅)	ZEH Oriented 又は 認定低炭素住宅	-	

長寿命型

◆補助対象となる住宅の要件

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁による認定を受けた「認定長期優良住宅」であること

ZEH水準であることが認定書で確認できない場合は、別途ZEH水準の根拠として性能が確認できるBELS評価書や住宅性能評価書を取得した場合に限り補助対象とする

ゼロ・エネルギー住宅型(ZEH)

◆補助対象となる住宅の要件

- ①年間の一次エネルギー消費量の収支が概ねゼロとなる住宅戸建て住宅であること

ゼロ・エネルギー住宅型(ZEH)

・以下の1)～4)の全てに適合した住宅であること

- 1) 強化外皮基準を満たしたうえで、
UA値 : $0.6\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ (4～7地域)
- 2) 再生可能エネルギー等を除き、
基準一次エネルギー消費量から
20%以上の一次エネルギー消費量削減
- 3) 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- 4) 再生可能エネルギー等を加えて、
基準一次エネルギー消費量から
100%以上の一次エネルギー消費量削減

ゼロ・エネルギー住宅型(ZEH)

1)～4)に加え下記の全ての要件を満たしたものの

- ①常時居住する戸建て住宅であること
- ②専用住宅であること

但し、居住部分と店舗部分からなる兼用住宅であり、かつ、エネルギー計算及び、エネルギー使用(電気・ガス等)を分けて管理する場合は対象とする

- ③再生可能エネルギー等の系統連携を行い、かつ余剰買取とする(全量買取は対象外)
- ④再生可能エネルギー利用設備(太陽光発電設備等)は対象住宅の敷地内に設置する

ゼロ・エネルギー住宅型(ZEH)

◆補助対象となる住宅の要件

②戸建て住宅であること

③ 対象住宅の延べ面積は50m²以上

* 店舗等の住宅以外の用途部分のある併用住宅、兼用住宅の場合は、住宅部分だけで50m²以上あること

ゼロ・エネルギー住宅型 (認定低炭素住宅)

◆補助対象となる住宅の要件

① 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁による認定を受けた「認定低炭素住宅」であること

ZEH水準であることが認定書で確認できない場合は、別途ZEH水準の根拠として性能が確認できるBELS評価書や住宅性能評価書を取得した場合に限り補助対象とする

ゼロ・エネルギー住宅型 (認定低炭素住宅)

◆補助対象となる住宅の要件

- ② 対象住宅の延べ面積は50㎡以上
 - * 店舗等の住宅以外の用途部分のある併用住宅、兼用住宅の場合は、住宅部分だけで50㎡以上あること
- ③ 再生可能エネルギー利用設備(太陽光発電設備等)は、対象住宅の敷地内に設置すること

加算措置

a) 地域材加算(全て)

主要構造材(柱・梁・桁・土台)の全てにおいて
地域材を使用する場合

b) 地域材加算(過半)

主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半において
地域材を使用する場合

加算措置

c) 三世代同居加算

補助対象の住宅が三世代同居対応住宅の要件を満たす場合

d) 地域住文化加算

地域の伝統的な建築技術の継承に資する住宅とする場合

* 香川県は対象地域外

加算措置

e) バリアフリー加算

第三者機関により住宅性能表示制度の高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級3以上と評価された住宅の場合

- ・高齢者等配慮対策等級(専用部分)等級3以上を評価した設計住宅性能評価 + 建築士による工事内容適合確認
- ・高齢者等配慮対策等級(専用部分)等級3以上を評価した建設住宅性能評価

補助額 【こどもエコ活用タイプ】

全ての区分について、こどもエコすまい支援事業の補助金(定額100万円)を活用する

本体部分

※本事業の補助額ではありません

加算措置部分

(5万~40万円変動)

【こどもエコ活用タイプ】補助上限額の内訳

補助額 【こどもエコ活用タイプ】

【こどもエコ活用タイプ】

()は、こどもエコすまい支援事業の補助金を加えた金額

事業の種類	区分 (住宅の性能)	活用実績	地域材加算(全て) 地域材加算(過半) 三世帯同居加算 バリアフリー加算 を2つ以上利用	地域材加算(全て) 三世帯同居加算 バリアフリー加算 のいずれかを利用	地域材加算(過半) を利用	加算の 利用無 し
(1)	長寿命型 (認定長期優良住宅)	未経験枠	35万円 (135万円)	25万円 (125万円)	15万円 (115万円)	* 1
		制限なし枠	25万円 (125万円)	15万円 (115万円)	5万円 (105万円)	
(2)	ゼロ・エネルギー 住宅型・長期対応 (ZEH,Nearly ZEH)	未経験枠	40万円 (140万円)	30万円 (130万円)	20万円 (120万円)	
		制限なし枠	30万円 (130万円)	20万円 (120万円)	10万円 (110万円)	
	ゼロ・エネルギー 住宅型・ZEH (ZEH,Nearly ZEH)	未経験枠	35万円 (135万円)	25万円 (125万円)	15万円 (115万円)	
		制限なし枠	25万円 (125万円)	15万円 (115万円)	5万円 (105万円)	
	ゼロ・エネルギー 住宅型・低炭素 (ZEH Oriented、認定低 炭素住宅)	未経験枠	10万円 (110万円)	* 1	* 1	
		制限なし枠	* 1	* 1	* 1	

* 1 こどもエコすまい支援事業単独での活用をご検討ください

補助額【通常タイプ】

長寿命型(認定長期優良住宅)

ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応

ゼロ・エネルギー住宅型・ZEH

ゼロ・エネルギー住宅型・低炭素

「補助対象となる経費」の1/10以内の額で、かつ
住宅1戸あたり70万円を上限とする

本体部分 (70万円)	加算措置部分 (5万~40万円変動)
----------------	-----------------------

【通常タイプ】補助上限額の内訳

補助額【通常タイプ】

【通常タイプ】

事業の種類	区分 (住宅の性能)	活用実績	地域材加算(全て) 地域材加算(過半) 三世帯同居加算 バリアフリー加算 を2つ以上利用	地域材加算(全て) 三世帯同居加算 バリアフリー加算 のいずれかを利用	地域材加算(過半) を利用	加算の 利用無し
(1)	長寿命型 (認定長期優良住宅)	未経験枠	105万円	95万円	85万円	70万円
		制限なし枠	95万円	85万円	75万円	70万円
(2)	ゼロ・エネルギー 住宅型・長期対応 (ZEH,Nearly ZEH)	未経験枠	110万円	100万円	90万円	70万円
		制限なし枠	100万円	90万円	80万円	70万円
	ゼロ・エネルギー 住宅型・ZEH (ZEH,Nearly ZEH)	未経験枠	105万円	95万円	85万円	70万円
		制限なし枠	95万円	85万円	75万円	70万円
	ゼロ・エネルギー 住宅型・低炭素 (ZEH Oriented、認定低 炭素住宅)	未経験枠	80万円	(70万円)* ₁	(70万円)* ₁	70万円
		制限なし枠	(70万円)* ₁	(70万円)* ₁	(70万円)* ₁	70万円

*1 (70万円)の枠の加算措置はありません

事前枠付与方式(Ⅰ期)について

採択時にグループに対して割り当てられた配分額内でⅠ期で交付申請

- ◆ 物件登録をした上で、交付申請に必要な情報、書類を揃え、令和5年11月20日までに交付申請を行う

事前枠付与方式(1期)について

- ◆ 物件登録は、契約済かつ着工済の住宅が対象
(請負、売買共通)
物件登録時、契約済みの契約書情報、建設地着工日を登録
- ◆ 【こどもエコ活用タイプは】物件登録時にこどもエコすまい支援事業の交付申請(または交付申請の予約)手続きで必要な情報、書類等の提出が必要

事前枠付与方式(1期)について

◆実施枠

①から②-3のそれぞれを「未経験枠」「制限なし枠」に区分した8区分

型	区分(住宅の性能)
長寿命型	①長寿命型(認定長期優良住宅)
ゼロ・エネルギー住宅型	②-1 ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応(ZEH)
	②-2 ゼロ・エネルギー住宅型・ZEH(ZEH)
	②-3 ゼロ・エネルギー住宅型・低炭素 (ZEH Oriented、認定低炭素住宅)

事前枠付与方式(1期)について

◆加算配分枠

区分	備考
a) 地域材加算(全て)	b) との併用不可
b) 地域材加算(過半)	a) との併用不可
c) 三世代同居加算	—
d) 地域住文化加算	対象地域外
e) バリアフリー加算	—

先着順方式(Ⅱ期)について

I 期で物件登録に登録または交付申請されずに失効となったグループ配分額の全てをⅡ期に移行し、その額の範囲内で実施

- ◆ Ⅱ期の期間(令和5年12月前半(予定)～)に予め物件登録をした上で、物件登録後20日以内かつⅡ期の最終日までに交付申請を行う期限までに交付申請がなされない場合は、当該登録は自動的に失効
 - * 失効した物件の再登録は不可

先着順方式(二期)について

- ◆ 物件登録は、契約済かつ着工済の住宅が対象
(請負、売買共通)
物件登録時、契約済みの契約書情報、建設地
着工日を登録

事前枠付与方式(II期)について

◆実施枠

①から②-3のそれぞれを「未経験枠」「制限なし枠」に区分した8区分

型	区分(住宅の性能)
長寿命型	①長寿命型(認定長期優良住宅)
ゼロ・エネルギー住宅型	②-1 ゼロ・エネルギー住宅型・長期対応(ZEH)
	②-2 ゼロ・エネルギー住宅型・ZEH(ZEH)
	②-3 ゼロ・エネルギー住宅型・低炭素 (ZEH Oriented、認定低炭素住宅)

事前枠付与方式(II期)について

◆加算配分枠

区分	備考
a) 地域材加算(全て)	b) との併用不可
b) 地域材加算(過半)	a) との併用不可
c) 三世代同居加算	—
d) 地域住文化加算	対象地域外
e) バリアフリー加算	—

施工事業者1社が受けられる 補助金活用戶数の上限

	長寿命型	ゼロ・エネルギー住宅型
上限戸数	7戸	7戸

※中規模工務店の上限は、各タイプ別(長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型)それぞれに1戸とする

補助対象となる経費

補助対象となる建築工事費

科目	説明	
建設工事費 (補助対象 工事費)	主体工事費	建築主体の工事に要する費用
	屋内電機設備 工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具(配電盤を含む)の取り付けに要する費用(玄関ポーチ灯工事含む)
	屋内ガス設備 工事費	屋内のガス設備の設備工事に要する費用(屋外壁面に設置する給湯機含む)
	屋内給排設備 工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事(建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事含む)及び衛生器具の取り付けに要する費用

補助対象となる経費

補助対象となる建築工事費

- * 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象
- * 現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の person 費は補助対象となる建築工事費に含めることができる
- * 「地域材加算」「三世代同居加算」「地域住文化加算」「バリアフリー加算」の要件を満たすための工事は施工事業者の補助対象となる経費に含める
- * 事業要件を満たすための工事として太陽光発電設備を導入しても補助対象外として扱われる
- * 建築主が自ら購入したもの（施主支給品）、住宅設備等のリース品は補助対象外

補助対象とならない経費

補助対象外費用

対象外費用	項目
1.用地費・土工事費等	用地費、造成工事、擁壁工事、盛土工事等
2.工事費 *1	地盤改良工事
	解体工事
	インナーガレージ、店舗併用住宅における店舗部分等の工事費(木造住宅の場合) * 工事床面積に応じて、対象外部分工事費を面積按分で見積もることも可
	太陽光発電設備(付属するモニター含む)
	昇降機
	煙突*2、アンテナ、屋上緑化等

補助対象とならない経費

補助対象外費用

対象外費用		項目
2.工事費	屋外 関係	屋外付帯設備、浄化槽、受水槽等
		屋外給排水工事、屋外ガス設備工事
		幹線引き込み工事
		外構工事(屋外緑化工事含む)、ウッドデッキ等
3.購入品		分離して購入できるもの(カーテン、ブラインド、日射調整フィルム、遮熱塗料*3、遮熱シート、ペレットストーブ*4、エアコン*5、後付けの家具等)
4.設計・管理・申請関係 費		設計料、構造計算費用、工事監理費
		上下水道申請費、電力会社申請費、行政申請費、各種審査費、BELS申請費、保険保証関係費、地耐力調査費

補助対象とならない経費

補助対象外費用

- * 1. 工事費
設備取付け工事の場合は、設備本体の価格も補助対象外
- * 2. 煙突
屋外の工作物にあたるもの ストーブの煙突は補助対象外
- * 3. 遮熱塗料
付加的に塗布する塗料とし、仕上げ材と一体になっているものは補助対象
- * 4. ペレットストーブ
煙突工事が必要な据え置き式のストーブは補助対象
- * 5. エアコン
一体型エアコンは補助対象外、工事を伴うエアコンは補助対象

他の補助事業との併用

- ◆ 国が実施する他の補助金の対象となっている事業と併用することは原則不可
地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合がある
- ◆ 国庫補助が含まれているか否かについては、当該地方公共団体に問い合わせる
- ◆ 同一の住宅を本事業の複数の事業の種類に申請不可

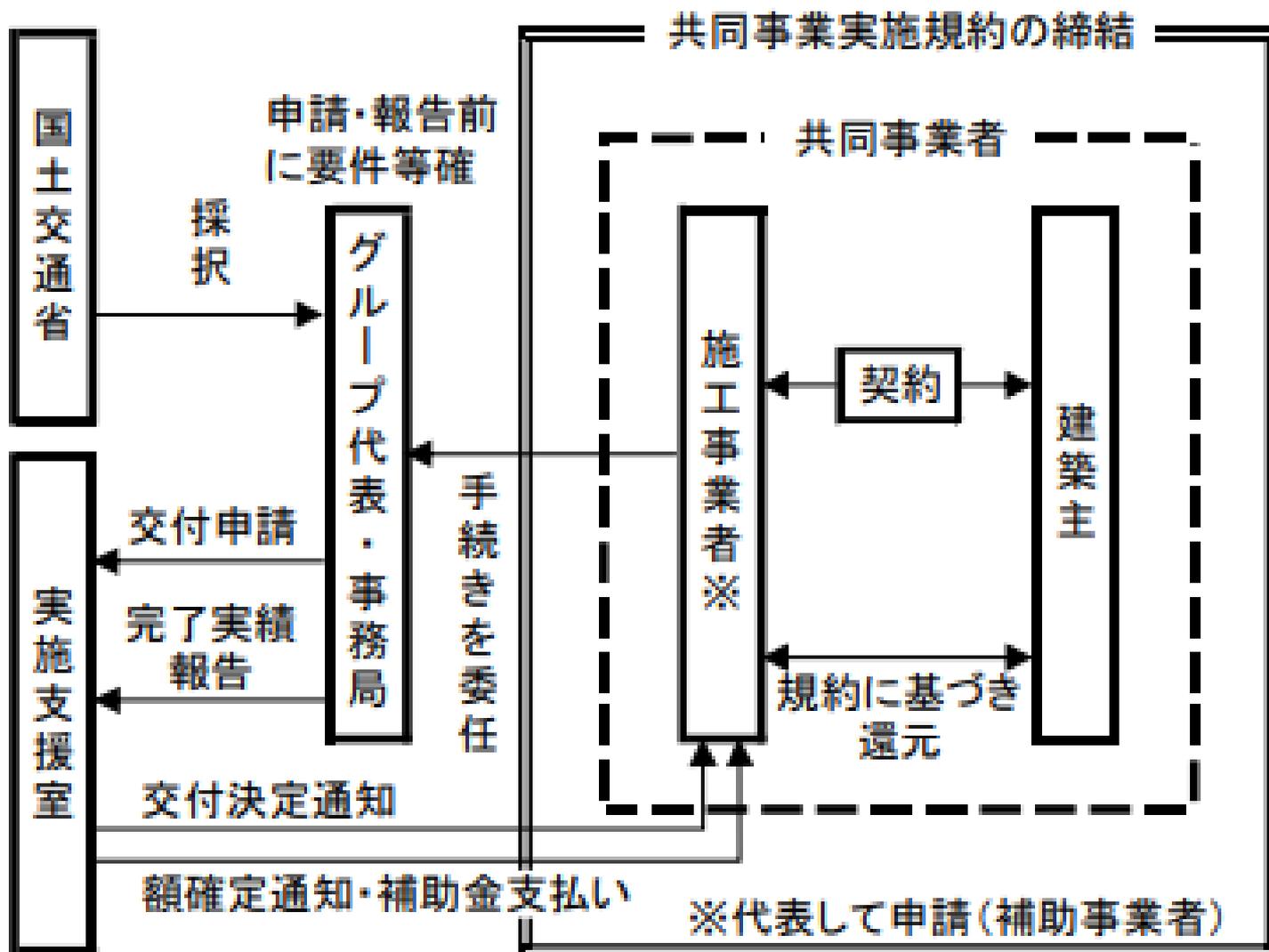
他の補助事業との併用

◆ 次の事業とは補助対象部位の切り分けに関わらず併用はできません。

- ① ZEH支援事業
- ② ZEH + 実証事業
- ③ こどもエコすまい支援事業
- ④ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業
- ⑤ 住宅の建設に関する都道府県からの補助(国庫補助が含まれているもの)のうち補助対象が本事業と重複するもの

◆ 住まいの復興給付金,被災者生活再建支援制度による支援金(加算支援金含む)との併用は可能です

申請手続き



補助金の還元

補助金相当額の建築主（買主）への還元について

建築主（売買契約による住宅は買主）は、契約額の全額を施工事業者（売買契約による住宅は施工事業者でもある売主）に支払い、施工事業者が補助金を受領後に、施工事業者から建築主（買主）に補助金相当額が全額支払われることとなる

* 共同事業実施規約を締結することで互いに確認する

R5.申請ツール、交付申請スケジュール

配分方式	『物件登録ツール』 登録期間	交付 申請	交付申請期限
事前枠 付与方式 (Ⅰ期)	物件登録開始日 ～ R5.11月20日(月)	物件 登録後	R5.11月20日(月)
先着順 方式 (Ⅱ期)	R5.12月前半(予定) ～ 未定	物件 登録後	物件登録後 20日以内 但し、最終は 未定

※ 交付申請期間は現在の予定、今後変更の場合あり

R5.完了実績報告スケジュール

完了実績報告は期限までに『実績報告ツール』にて報告

完了実績報告が行われない場合は補助金が交付されません

<p>完了実績報告提出期限</p>	<p>R6.2月9日(金) または 事業完了*の1ヶ月後 のいずれか早い方の日</p> <p>*【こどもエコ活用タイプ】は事業完了 かつ、引渡し・入居後</p>
-------------------	--

着手・着工・完了

◆「着手」

- ・ 根切り工事又は基礎杭打ち工事に係る工事が開始された時点(＝着工)

◆「事業完了」

- ・ 請負契約、売買契約による住宅対象住宅の工事が完成し、契約に基づく工事費全額が精算された時点

着手・着工・完了

◆「着工」

- ・ 根切り工事又は基礎杭打ち工事に係る工事が開始された時点

着工可能日

採択通知日（令和5年7月3日）以降

- * 計画変更で追加する施工事業者は追加する計画変更受付期間終了日の翌日
- ・ 採択通知日より前に着工した木造住宅は補助対象外
- ・ 物件登録時で着工していない木造住宅は補助対象外
- ・ 対象住宅に係る関係法令を順守する

「地域材」について

本事業における「地域材」は、(1)～(3)の要件の全てを満たすもの

- (1) 原則として、グループ構成員である原木供給者により供給され、グループ構成員を介して供給されるもの
- (2) グループの適用申請書においてその名称、産地、認証制度が特定されていること

「地域材」について

(3) 以下に示す①から④のいずれかに該当するもの

(1) 国や都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品

(例：都道府県が実施する認証制度、木材表示推進協議会(FIPC)等の認証制度)

(2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮等について、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品

(例：森林管理協議会(SGEC)、PEFC森林認証プログラム(PEFC)、「緑の循環」認証会議(SGEC)等の認証制度)

(3) 林野庁作成「木材・木材製品の合法性、持続性可能の証明のためのガイドライン」に基づき合法性が証明される木材・木材製品

(4) クリーンウッド法に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品

「地域材」について

地域材の産地	認証制度等の名称
香川県	香川県産木材認証制度
愛媛県	愛媛県中予地域材認証制度
徳島県	徳島県木材認証制度
高知県	高知県木材トレーサビリティ制度
国産材 ・ 外材	合法木材証明制度
国産材 ・ 外材	PEFC森林認証制度
国産材	SGEC認証制度
国産材 ・ 外材	FSC証明制度
国産材	FIPC(木材表示制度)
国産材 ・ 外材	合法伐採木材等証明

地域材の提出書類

《地域材加算を受ける場合のみ》

施工事業者が納品書や木材証明書をもとに当該住宅に使用した木材について証明する

「三世代同居対応住宅」について

対象住宅に **調理室、浴室、便所又は玄関のうち
いずれか2つ以上を複数箇所設置する**

* 間取り等について補足説明を求め、三世代同居住宅と認められない場合もあります

調理室

- 以下の①～③をいずれも設置していること
- ①給排水設備と接続されたキッチン用水栓
及びキッチン用シンク
※洗面器、手洗い器は不可
 - ②コンロ又はIHクッキングヒーター
(ガス栓又はIHクッキングヒーター専用の
電気コンセントを設けたスペースでも可)
 - ③キッチン用換気設備(IHの場合でも必要)

「三世代同居対応住宅」について

<p>浴室</p>	<p>給排水設備及び給湯器に接続された浴室 又はシャワーがあり、防水の設備がされて いること</p>
<p>便所</p>	<p>大便器があること 小便器のみは不可</p>

「三世代同居対応住宅」について

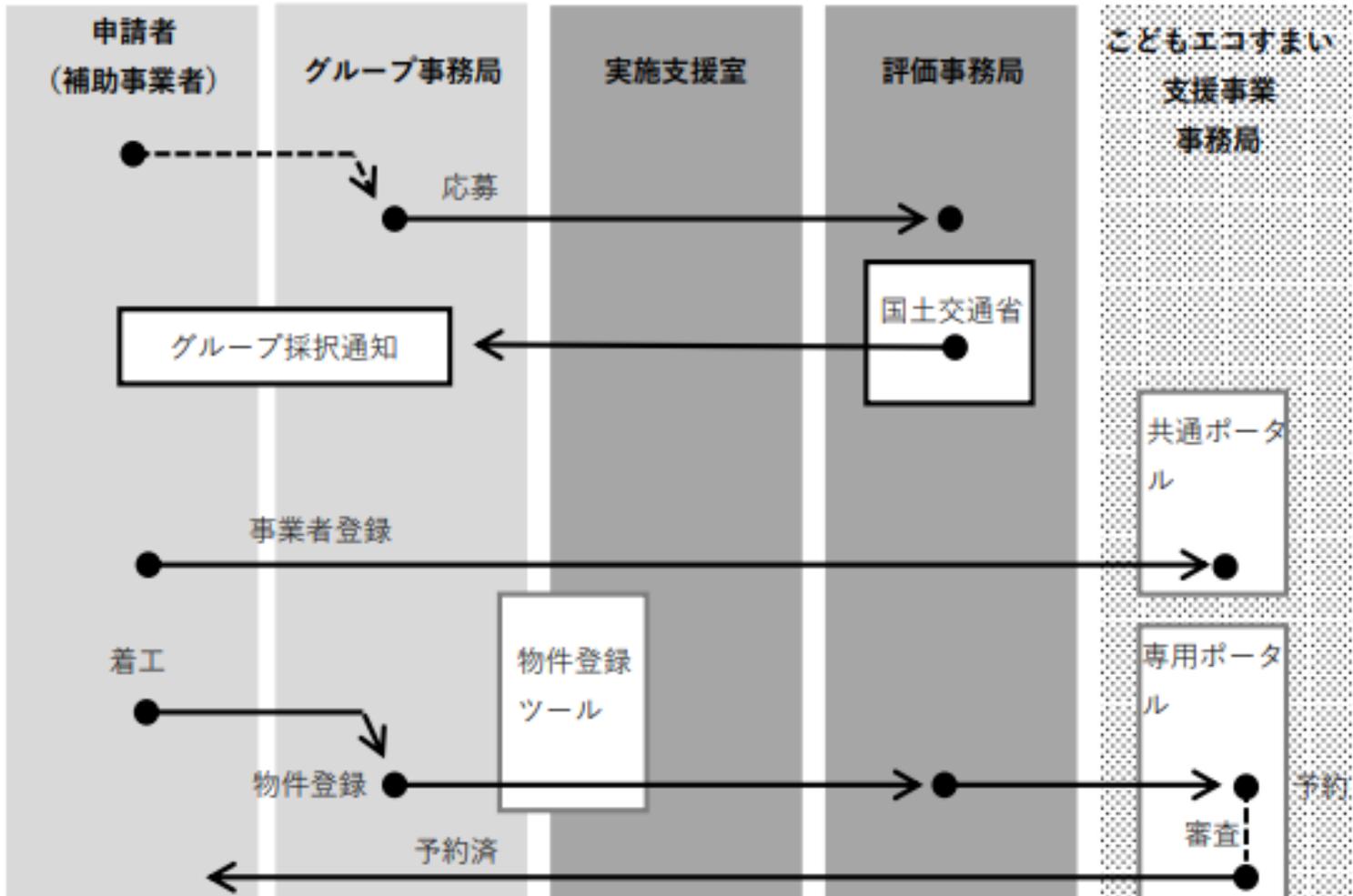
玄関

玄関扉と室内土間(土足の着脱スペース及び収納を有し、それぞれの土間の面積が同等)があること

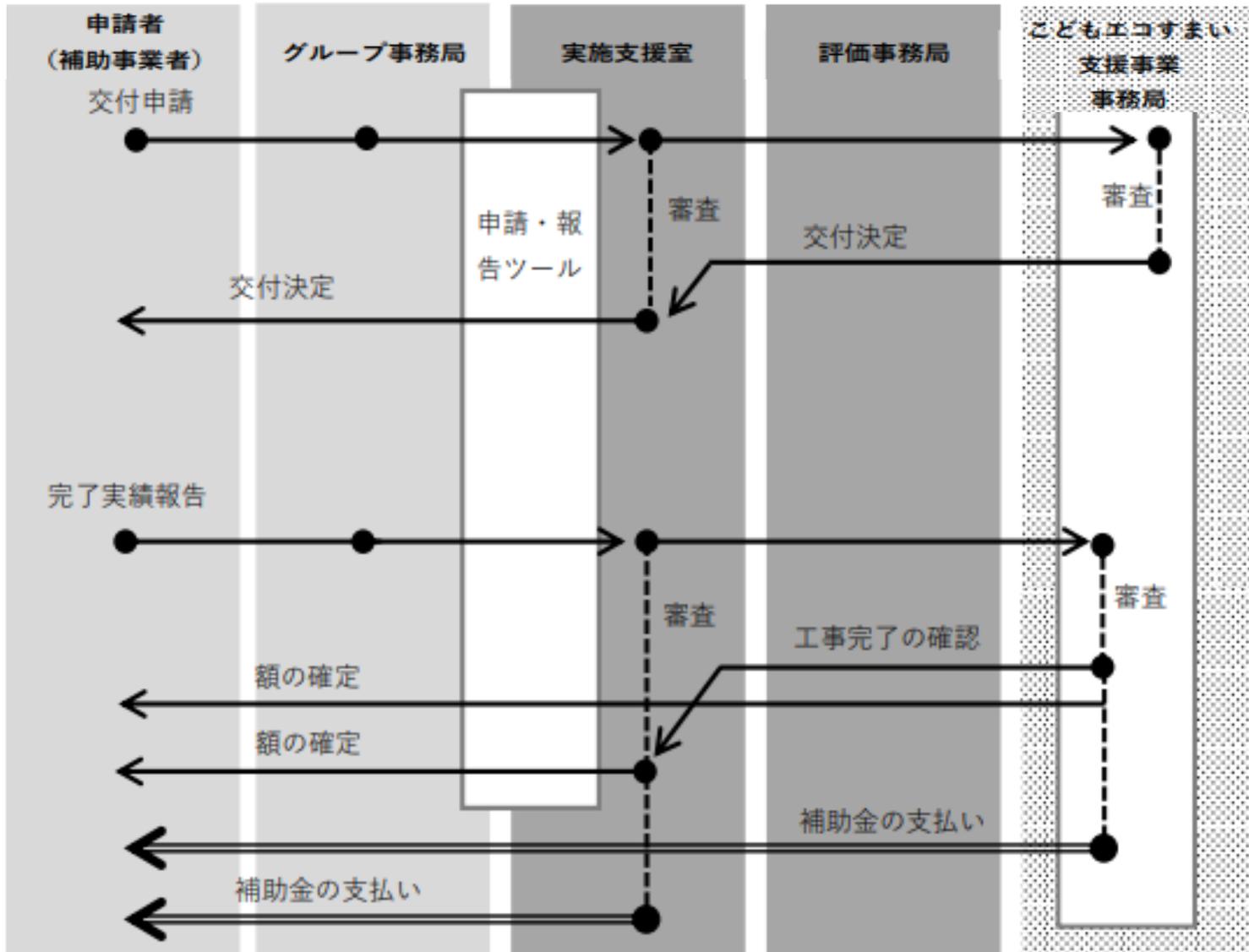
勝手口(調理室、車庫等に直接出入りするもの)や外側から施錠できない出入口(窓等)は対象外

補助事業の流れ

【こどもエコ活用タイプ】

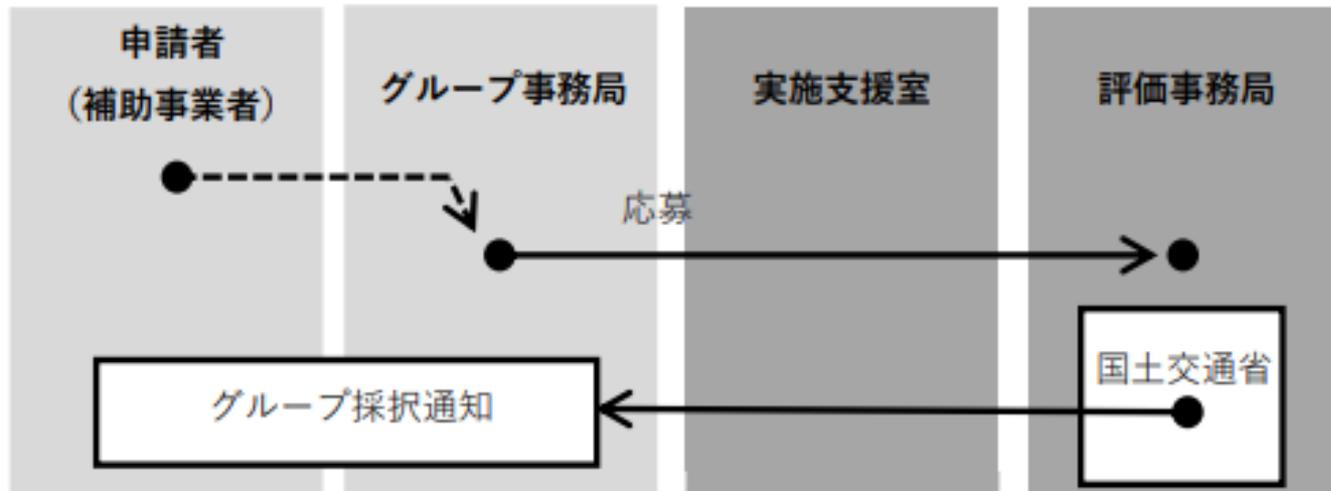


補助事業の流れ

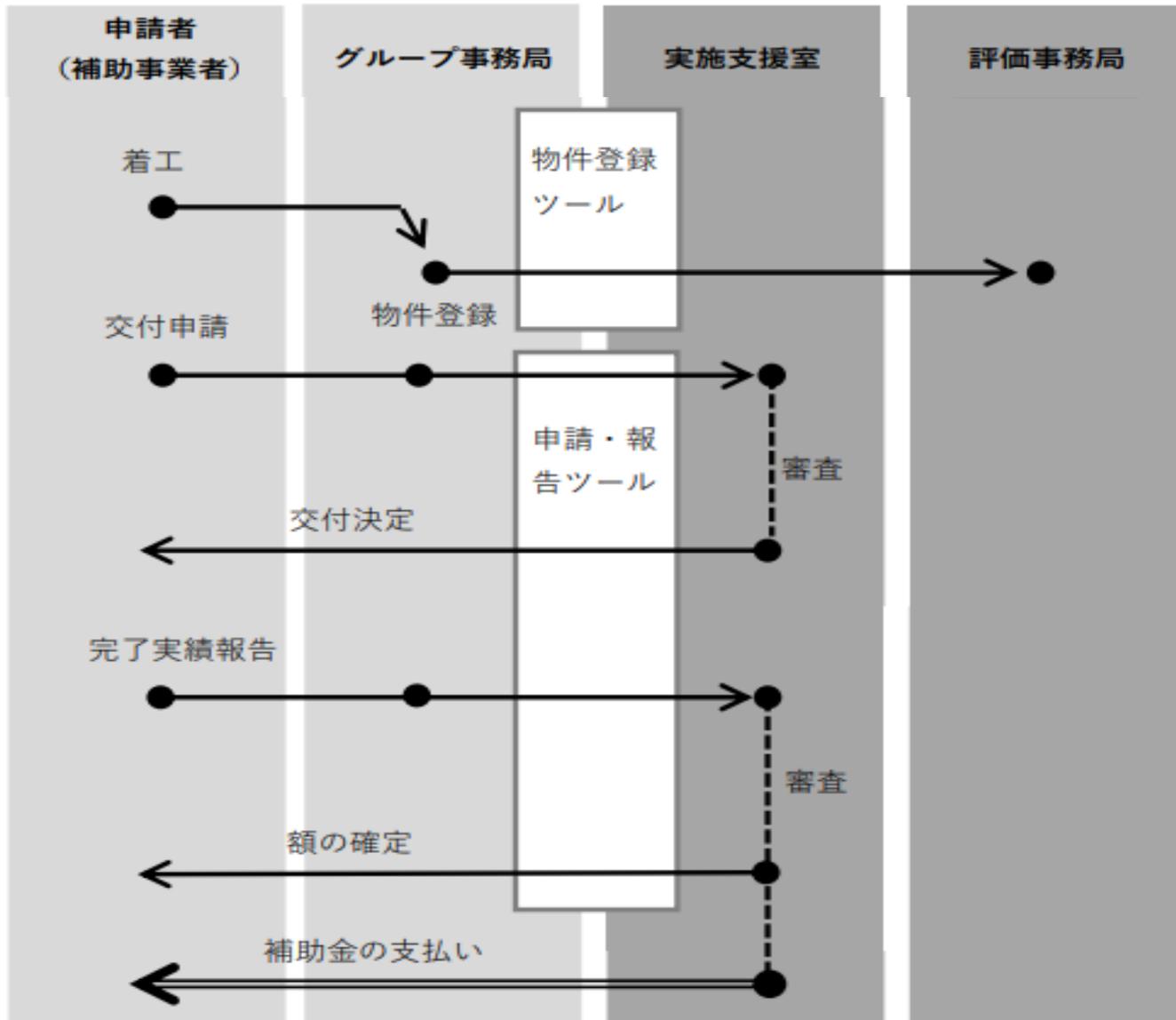


補助事業の流れ

【通常タイプ】



補助事業の流れ



現地の写真撮影

撮影時期等	長寿命型 ゼロ・エネルギー住宅型(認定低炭素住宅)	ゼロ・エネルギー住宅型(ZEH、ZEH Oriented)	撮影において必要な要素の概要
要件に関わる部分 (施工後)	—	●	対象住宅が完了実績報告書の内容に適合した施工がなされていることを確認
工事完了 (外観)	●	●	前面道路及び周辺の建物等を写しこんだ敷地及び建物全景

現地写真の留意事項

- ① カラーで撮影すること
- ② 必ず看板を写しこむこととし、看板には
下記の項目を明記すること
 - ・建築主名または物件名
 - ・撮影日
- ③ 電子看板は原則不可

現地写真の留意事項

- ④ 看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとし、敷地全景が看板で隠れないこと
- ⑤ 日中に撮影すること
(逆光とならないように注意すること)
- ⑥ 要件が確認できない場合で、再撮影が可能な時は再提出して頂きます

支払い証明書類について

契約に基づく工事費等の支払いを証明する書類の提出
(契約に基づく工事費の全額分)

- * 工事費の支払いは
現金手渡しではなく、金融機関等を利用する事

支払い証明書類について

下記の(1)から2点、もしくは(1)及び(2)からそれぞれ1点を提出

(1) 受領の証明書類

- ◇補助事業者から建築主(買主)に発行した領収書
- ◇建築主(買主)からの入金を確認できる補助事業者の通帳(口座情報が確認できること)の写し(インターネットバンキングの入出金明細照会等記録含む)

支払い証明書類について

(2) 送金の証明書類

- ◇ 建築主(買主)が補助事業者に送金した際の
振込受付書
- ◇ 建築主(買主)が補助事業者に送金した際の
振込明細書
- ◇ 補助事業者への送金を確認できる建築主(買主)
からの入金を確認できる建築主の通帳(口座情報
が確認できること)の写し
(インターネットバンキングの入出金明細照会等
記録含む)

支払い証明書類について

※領収書について

- ・領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日が明記され、収入印紙に貼付け消印があり、施工事業者が建築主(売買契約による住宅は買主)に交付したものの
- ・領収書が紙媒体でない場合(ファクシミリや電子メールに添付して発行される領収書)は、その旨が確認できる領収書を提出する
- ・発行者の控えや、独自の出入金管理システムの写しは不可

支払い証明書類について

※領収書について

- ・領収額は建築主（買主）に発行したものを提出すること
支援室が提出を求めた時点または現地検査時に紛失
等で建築主（買主）に発行したものが保管されていない
場合は、補助金の支払いができないことがある

支払い証明書類について

※送金伝票について

- ・金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、振込受付書(金融機関の受付印があるもの)、振込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の記録
補助事業者が金融機関を通じて建築主(買主)から支払いを受けた記録、又は、建築主(買主)が金融機関を通じて補助事業者を支払った記録の何れの写しでも可

支払い証明書類について

※送金伝票について

- ・通帳の写しを提出する場合は、支払い・入金記録の該当ページのほか、その通帳の口座名義が記載されている部分の写しも提出する
- ・「支払い証明書類」の写しに、申請ツールにアップロードした支払い証明番号(①、②、・・・)を記載する
- ・支払い記録部分のみを切りだしたものは不可、ページ全体の写しを提出する

一般社団法人香川県総合建設センターHP

香川県高松市にある中小建築業者のサポーター 香川県総合建設センターです。一人親方・建設国保・労働保険・リフォーム相談

一般社団法人

香川県総合建設センター

お問い合わせはこちら

📞 087-862-3691

月～金 9:00～17:00

香川県総合建設センター

入会案内

センター概要

会員特典

災害協定

工務店サポート事業

耐震・住宅リフォーム相談窓口

各種講習会

取扱共済制度

🏠 トップページ

▶ アクセス

▶ リンク

▶ お問い合わせ

当センターは、
会員企業様の飛躍のために、
そして建設業界の発展のために、
総合的なサポートをおこなっています。

こちらより
お入り下さい

INFORMATION

総合建設センター ▲

グリーン化事業 ▲

労働保険事務組合 ▲

建設国保組合 ▲

一人親方労災保険

2023.01.05 **お知らせ** **New** [一人親方労災保険 2カ月短期6,000円！お申込み受付中！](#)

消費税の適正な転嫁の確保についてのお知らせ

2019.11.08 **お知らせ** **New** [「消費税の転嫁拒否に関する主な違反事例」](#)

センターからのお知らせ

労働保険

一人親方労災保険

事業主特別加入労災

労働保険とは

各種助成金